

令和6(2024)年度  
未利用食品等活用支援補助金  
(2次募集)

**事業計画募集案内**

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、フードバレーとちぎ推進協議会会員の中小企業者等が行う、未利用食品等の活用・削減による生産性向上のための設備導入等を支援することで、当該企業の競争力強化を図るため、「未利用食品等活用支援補助金」を実施します。つきましては、事業計画について次のとおり募集しますのでふるって御応募ください。なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

## 1 募集期間

令和6(2024)年7月2日(火)から7月19日(金) ※17:00 必着

## 2 募集する事業計画

補助対象商品	以下のいずれかを満たす商品の生産性向上のために、設備導入等を実施する事業 ①生産実績が1年以上ある商品の、製造時に発生する未利用食品等を活用して作られた別商品 ②生産実績が1年以上ある、未利用食品等の発生量削減を計画している商品	
補助対象者	フードバレーとちぎ推進協議会会員のうち、県内に主たる事業所を有する資本金の額又は出資の総額が、5億円未満の中小企業者等 ※ただし、みなし大企業は除く。	
	経費区分	内容
補助対象経費	1 機械装置又は工具器具の購入、据付け又は修繕に要する経費	(1)「機械装置費」とは、次のものをいう。 ア 本事業に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。 なお、分析等機械装置とは、測定、分析、解析、評価等を行う機械装置をいい、取得価格が50万円未満のものとする。 イ 本事業に必要な機械装置の試作、改良、据付け、修繕の外注に要する経費。 ※ 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合、中古設備も対象とする。  (2)「工具器具費」とは、次のものをいう。 ア 本事業に必要な機械装置等の製作をするための工具・器具の購入に要する経費。 イ 工具・器具の試作、改良、据付け、修繕に要する経費。
	2 工事費	機械装置備品の製作・設置に付帯する電気工事、レイアウト変更等に要する経費 ※ 機械装置備品と一体で捉えられる内容であって、当該処理がなければ機械装置備品の動作に著しく障害が出るもので、定着性を有しない等軽微なものに限る。 なお、機械装置備品の設置場所の整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は計上できない。 ※ 補助事業期間内で完了するものに限る。
	3 技術指導の受入に要する経費	本事業実施において外部有識者からの技術指導を必要とする場合に指導者等に支払われる経費

補助対象経費	4 1 から 3 までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	上記に掲げる経費以外で、測定、分析、解析、試験、プログラム作成等の委託に要する経費等で、知事が特に必要と認める経費			
補助金額	1,000万円以内	補助率	1/2以内	補助期間	当該年度内

### 3 事業日程（予定）

令和6年7月2日～7月19日	募集
8月中旬～8月下旬	審査（事業可能性評価委員会）→ 採択事業の決定
8月下旬～9月上旬	採択、説明会、交付申請、交付決定・事業開始
11月	中間検査
2月中旬～2月下旬	事業終了、実績報告書提出
3月	完了検査（最終）、補助金の支払

※補助金の支払は、事業終了後になります。

### 4 留意事項

- 1企業1申請までとさせていただきます。
- 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- 他の補助金等で補助対象経費となっている経費は、補助対象経費となりません。
- パートナーシップ構築宣言をポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において公表している事業者は、事業計画書の審査で加点となります（応募締め切り前日時点）。
- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、事業計画名は公表となります。
- 補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。
- 補助事業終了後5年間、成果活用の状況について、報告していただきます。

### 5 提出書類

- (1) 未利用食品等活用支援事業計画書（実施要領別記様式第1）
- (2) 補助事業計画書（交付要領様式第2）
- (3) 補助事業内容説明書（交付要領様式第3）
- (4) 技術指導受入計画書（交付要領様式第4）
- (5) 直近の2年間の決算報告書の写し
- (6) 見積書等（積算根拠の確認できるもの）

※(1)～(4)の様式は、県ホームページからダウンロードできます。  
 ○県ホームページ [https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r6\\_miriyousyokuhin\\_bosyuu.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r6_miriyousyokuhin_bosyuu.html)

### 6 書類提出先・問い合わせ先

- 所定の提出書類を作成の上、メール送付（期限内必着）してください。
- 提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、工業振興課までお問い合わせください。

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室  
 E-mail : [kougyou@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kougyou@pref.tochigi.lg.jp)  
 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20（県庁本館 6F 南側）  
 TEL:028(623)3192/FAX:028(623)3945